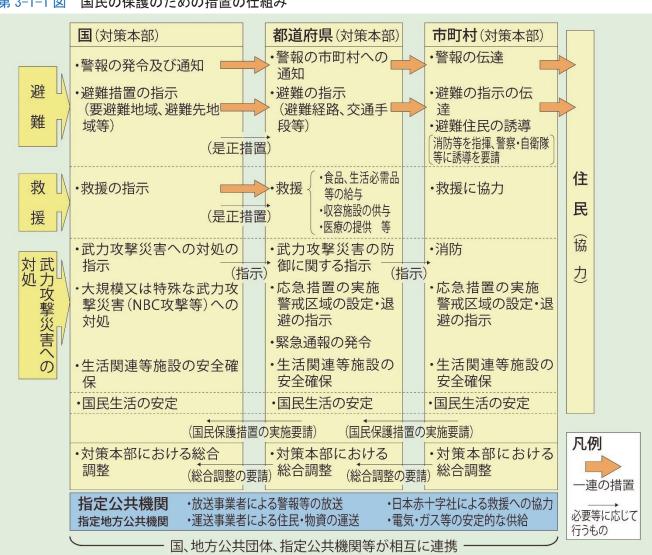
飭

国民保護への取組

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(以下、本節において「国民保護法」 という。) においては、武力攻撃事態等*1 及び緊急 対処事態*2が発生した場合には、国は、その組織及 び機能の全てを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ 迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公 共機関が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支

援すること等により、国全体として万全の態勢を整 備する責務を有するとされている。また、国、地方 公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関 は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に 連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなけ ればならないとされている (第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民の保護のための措置の仕組み



^{*1} 武力攻撃事態等:武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事 態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測 事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

第 3

125

^{*2} 緊急対処事態:武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切 迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。) で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護措置に関して、消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のほか、安否情報の提供、武力攻撃災害が発生した場合等の消防の応援等について必要な措置を講ずるという重要な役割を担っている。

1. 地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進

国民保護法では、地方公共団体は、武力攻撃事態 等及び緊急対処事態に至った場合に備えて国民保護 計画を定めることとされており、令和5年7月まで に全団体で作成済みである。

消防庁としては、各都道府県及び市町村の国民保護計画について、「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月25日閣議決定。以下、本節において「基本指針」という。)の変更(直近では、平成29年度に①全国瞬時警報システム*3(以下、本章において「Jアラート」という。)による情報伝達及び避難行動の周知、②避難施設の指定促進、③実践的な訓練の実施等について変更)に対応した変更が行われ、最新の情勢に適応した計画となるよう、国民保護に関する地方公共団体との会議の場等において要請している。

2. Jアラートによる迅速な情報伝達

(1) Jアラートの概要

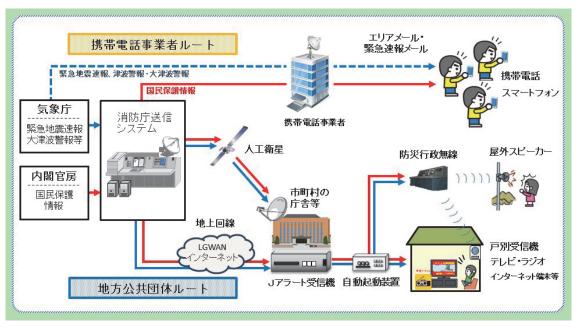
武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体及び携帯電話事業者と連携して「Jアラート」(第3-1-2図)を整備している。

地方公共団体との連携については、人工衛星及び 地上回線を通じて市町村防災行政無線(同報系)を 自動起動することにより、弾道ミサイル攻撃に関す る情報や緊急地震速報、津波警報、大津波警報等の 緊急情報を、人手を介さず瞬時に住民等に伝達する ことができる。なお、弾道ミサイル攻撃等の国民保 護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津 波警報、気象警報等の防災気象情報は気象庁から、 消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町 村等に送信される。

Jアラートは、平成19年2月に4市町で運用を開始し、以降、平成26年に気象等の特別警報を、平成28年に噴火速報を配信対象に追加するなど、システムの改修・高度化を行っている。

携帯電話事業者との連携については、携帯電話事業者が提供するエリアメール・緊急速報メールと連携し、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報について配信することができる。これによりJアラートの情報は、地方公共団体ルート及び携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝達される。

第 3-1-2 図 Jアラートの概要



^{*3} 全国瞬時警報システム:内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁から発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムをいう。

(2) Jアラートの整備状況

各市町村の J アラートの整備状況については、J アラート受信機及び J アラートによる自動起動装置 が全ての市町村で整備されている。今後は、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、地域の特性等に応じ、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を図ることが一層重要な課題となる。

なお、国民に緊急情報を提供するために、災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤である「Lアラート」に対し、Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等を配信することとしている。これにより、民間事業者等がLアラートを活用し、テレビやラジオ、スマートフォンアプリ等を通じてJアラートの弾道ミサイル情報等を提供することができる。

また、外国人旅行者に対しては、観光庁監修の情報提供アプリ「Safety tips」により、ミサイル発射等の国民保護情報についても多言語での配信を実施している。

(3) Jアラートの試験

消防庁では、Jアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。あわせて、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施している。また、地方公共団体が任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年2回設けている。

令和5年11月15日に実施した全国一斉情報伝達 試験では、各地方公共団体のJアラートの運用状況 に応じて情報伝達手段を起動させる等の試験を実施 し、47都道府県及び1,734市町村が参加した。

消防庁においては、試験で支障のあった団体(令和5年11月実施の試験では2団体)に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るよう助言するとともに、過去の支障事例を整理して地方公共団体に対し注意喚起を実施することなどにより、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいる。

3. 国民保護事案における住民の避難に関す る体制の整備

(1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成

国民保護法において、住民の避難に関して国から 避難措置の指示が出され、それを受けて都道府県知 事から避難の指示が発出された場合、市町村長は避 難実施要領を定め、住民の避難誘導を行う必要があ る。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段 等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなけれ ばならないものであることから、その作成を容易に するため、基本指針では、市町村は複数の避難実施 要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努め ることとされている。

避難実施要領のパターンを作成済みの市町村の割合は令和5年4月1日現在で94%と、前年度から25ポイント上昇している一方、複数のパターンを作成している市町村の割合は同日現在で64%にとどまっており、一層の作成促進に取り組む必要がある。

消防庁においては、市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するための素材として、「『避難実施要領のパターン』作成の手引き」や「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、地方公共団体に周知したところである。また、令和元年度より、都道府県と連携しながら、市町村職員等を対象とした「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」を開催し、作成の支援を行っている。令和5年度においては、管内市町村にパターン未作成団体の多い都道府県を対象として開催することに加え、パターン内容の高度化や複数作成に向けた支援を希望する都道府県を対象として研修会を開催している。

1

第 2

第 **3**

章

я 4

5

第

(2) 避難施設の指定

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、住 民が避難するため、又は避難住民等の救援を行うた めの施設が必要になる。国民保護法上の避難施設 は、都道府県知事及び指定都市の長が指定すること となっており、災害対策基本法に基づき自然災害に おける指定緊急避難場所又は指定避難所に指定され ている学校、公民館、体育館、公園、広場等を中心 に、令和5年4月1日現在、9万7,974か所が指定 されている。

消防庁としては、域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要であることから、公共施設のほか、民間企業が管理主体である施設の指定を促進している。特に、ミサイル攻撃等の際に発生する爆風や破片からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効と考えられるコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設(緊急一時避難施設)について、都道府県知事等による指定を重点的に促進している。

4. 安否情報システムの運用

「1949年(昭和24年)8月12日のジュネーヴ諸 条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書(議定書 I)」(以下、本節において「ジュ ネーヴ諸条約の追加議定書」という。)の規定を踏 まえ、国民保護法には、武力攻撃事態等における避 難住民等の安否に関する情報(以下、本節において 「安否情報」という。)の収集・提供の事務が規定 されている。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が 避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコン を使って入力でき、さらに全国データとして検索可 能な「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供 システム」(以下、本節において「安否情報システ ム」という。)を構築し、平成20年4月から運用を 開始した(第3-1-3図)。これまで、武力攻撃事態 等のみならず自然災害にも対応できるようシステム 改修を行うなど、利便性の向上に努めている。ま た、地方公共団体職員の安否情報システムに対する 理解促進・操作習熟を目的に、定期的な訓練を実施 している。 安否情報システムが使用された事例として、平成23年の東日本大震災において、安否情報が約16万3,000件登録され、現実の災害で使用された初の事例となった。

5. 国民保護事案への対応力の強化

(1) 国民保護共同訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

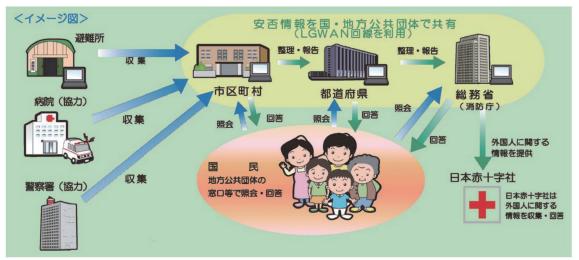
このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と 連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共 同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて国 民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向 上に努めている。

令和5年度の国民保護共同訓練は、27 都道県 30 件の実動訓練及び図上訓練を実施予定(令和6年1 月 11 日現在)であり、各種テロ事案等を想定した 訓練を実施し、様々な事態への対処能力の向上・関 係機関との連携の強化を図ることとしている。今後 も新たな要素を加味するなど、訓練の充実強化に努 めていく。

また、令和4年に入り北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていること等を踏まえ、国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和4年9月から再開し、令和4年度は10道県12件実施、令和5年度は28都道府県43件実施予定(令和6年1月11日現在)である(詳細は特集6及び本章第2節を参照)。全国において、より効果的・実践的な訓練が実施されるよう取り組んでいく。

(2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援等住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。



このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。また、消防庁においては、地方公共団体のJアラート担当職員を対象とした国民保護・Jアラート研修会を開催し、参加者が国民保護を含めた危機管理やJアラートの基礎知識等を適切に習得できるよう取り組んでいる。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防 団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても 国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方 法等について、広く普及啓発し、理解を深めていた だくことが大切である。

このため消防庁では、啓発資料等として、これまでに地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み・消防の役割・訓練の在り方等について、分かりやすく示した冊子等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

(3) 地方公共団体における体制整備

都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められる。一方、地震等の自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を

脅かす様々な危機管理事案に対しても、同様の対応 が強く求められている。

このため消防庁では、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」を開催し、危機管理について知識・経験を有する有識者からの意見・助言を得て、施策に反映するように努めている。このほか、令和5年度も引き続き、国民保護対策に要する経費に対して地方財政措置を講じるなど、地方公共団体の体制強化の支援に当たっている。

(4) 特殊標章等

国民保護法の規定により、指定行政機関の長、地 方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、 指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置 に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要 な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸 条約の追加議定書第 66 条3に規定する国際的な特 殊標章及び身分証明書(以下、本節において「特殊 標章等」という。)を交付し、又は使用させること ができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う 者等や、国民保護措置に係る職務のために使用され る場所等を識別させるためのものである(第 3-1-4 図)。この特殊標章等については、国民保護法上、 みだりに使用してはならないこととされており、各 交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標 章等を交付する際の要綱を定め、交付台帳を作成す ること等により、特殊標章等の適正使用を担保する ことが必要である。

消防庁においては、平成17年10月に消防庁特殊標章交付要綱を作成するとともに、地方公共団体や消防機関に対して、各交付権者が作成することと

1 章

2

第 3 章

> 弗 **4**

第 5

第

草

只

料

第 3-1-4 図 特殊標章



特殊標章(識別対象)

- ・国民保護措置に係る職務等を行う者
- ・国民保護措置のために使用される場所、車両、 船舶、航空機など

なっている交付要綱の例を通知したほか、定期的に 特殊標章等の作成状況の調査を行い、特殊標章等が 適正に取り扱われるよう取り組んでいる。

6. NBC テロ対策

(1) NBC テロ災害に対応するための体制の整備

NBC テロ災害発生時に適切な応急対応処置を講じるため、NBC テロ対策会議幹事会(事務局:内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)において取りまとめられている「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」や消防庁策定の「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等を踏まえて、消防分野においてもテロ災害に対する体制を整備している。

現場での対応力を強化するため、車両・資機材の整備も進めており、大型除染システム搭載車、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、化学剤同定装置等の車両・資機材を全国の主要な消防本部及び緊急消防援助隊 NBC 災害即応部隊 54 部隊を中心に配備しているが、老朽化を踏まえ、令和3年度から最新の知見に基づいた化学剤検知器などのNBC 災害対応資機材の配備を計画的に進めている。

(2)訓練·教育

各都道府県との国民保護共同訓練において NBC テロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関との連携強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

NBC テロに起因する災害に対応するには、現場で対応する各隊員や指揮する隊長が専門的な知識、技術を身につけることが必要である。このため、消防大学校において、NBC テロ災害発生時における適切な消防活動の実施を目的として、緊急消防援助隊教育科にNBCコースを設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、警察庁及び防衛省に依頼し、消防本部職員、都道府県消防学校職員等を対象とした、NBC 災害活動に関する実技講習を行っている。



大型除染システム搭載車



化学剤検知器





化学剤同定装置





生物剤検知器

(3) テロ災害に対応するための救急活動に係る教 育の推進

テロ災害発生時においても、適切な救急活動が行 われることが重要である。特に、爆発が原因の外傷 による四肢の切断などで生じる大量出血には、速や かな止血処置が必要であるため、消防庁では救命止 血帯(ターニケット)を用いた止血に関する教育カ リキュラムと指導者用及び受講者用のテキストを平 成30年3月に策定し、救急隊員のみならず、現場 で警戒に当たる消防隊員等が、ためらうことなく適 切な止血処置を行えるよう、指導救命士等による教 育を推進している。